

令和3年8月30日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年8月30日（月曜日）

出席議員（15名）

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
教育長	大友義孝君
総務課長	佐藤俊幸君
子ども家庭課長	櫻井清禎君
企画財政課長	佐野仁君
健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	菊地知代子君
新型コロナウイルス感染症対策室主事	菅山優太君
産業振興課長	小林誠樹君
産業振興課課長補佐	佐々木達也君
建設課長	花山智明君
建設課課長補佐	伊藤雅典君

上下水道課長	櫻井純一郎	君
上下水道課課長補佐	佐々木 聡	君
上下水道課施設係長	村松崇顕	君
教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長	佐藤功太郎	君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	今野正祐	君
事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂	君

議事日程

令和3年8月30日（月曜日） 午前9時28分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について
- 2) 財務処理に関する不適切事務について
- 3) 財産の取得について（新中学校建設用地）
- 4) 私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等について
- 5) 新型コロナウイルス感染症対策について
- 6) 権利の放棄について（大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金）
- 7) その他（資料提出）

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時28分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆様、おはようございます。9月会議前の大変忙しい時期に全員協議会を開催することになりました。皆様、全員出席ということで大変ありがとうございます。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は7件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いいたします。

本日の全員協議会、全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴の申出がありますので、これを許可しております。

なお、説明及び意見を求める事項の3) 財産の取得については、個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。よって、3番目の財産の取得については非公開で行うことといたします。

また、資料についてはそのときに配付しますが、案件が終わり次第、回収をさせていただきます。特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いいたします。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも皆さん、おはようございます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

今まさにコロナの緊急事態宣言下でございます。9月会議も早々に始まります。そういうような中で本当に全員協議会を開催していただきまして感謝を申し上げます。

今、議長からもお話ありました6点の説明と1点の報告ということでお願いをしたいと思っております。なかなか6点の全員協議会というのはありませんので、そういう面では執行部のほうも丁寧に早くスピードをもって説明をいたします。議員の皆様にも御協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について、2点目は財務処理に関する不適切事務について、3点目は財産の取得について、4点目は私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等について、5点目

は新型コロナウイルス感染症対策について、6点目は権利の放棄についてでございます。

初めに、1点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書については、後ほど教育委員会から説明を申し上げます。

次に、2点目の財務処理に関する不適切事務について御説明申し上げます。

令和2年度の物品購入において、美里町財務規則の規定に違反する事務処理が確認されました。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。

詳細については、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の財産の取得について御説明申し上げます。

令和7年4月の開校を目指し進めております新中学校建設事業につきまして、学校建設用地の土地所有者8名と土地の売買仮契約を締結いたしました。本日はその内容について御説明を申し上げます。

詳細については、後ほど建設課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等について御説明申し上げます。

国道346号から柿ノ木平配水場へ進入する管理用道路のうち、国道346号から乗り入れする部分の土地が私有地であることが判明し、その地中には本町の口径350ミリの配水管が埋設されております。今般、当該土地の土地所有者が変わり、新しい土地所有者から管理用道路と配水管の撤去を早急に行うよう求められております。そのため、町では新たな場所に管理用道路を整備し、私有地に埋設されている配水管も併せて移設することといたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものであります。

詳細については、後ほど上下水道課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の新型コロナウイルス感染症対策について御説明申し上げます。

政府は、8月17日宮城県を対象にまん延防止等重点措置を適用することを決定し、重点措置期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間としたところです。しかし、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けているとし、8月25日には僅か1週間で緊急事態措置を実施すべきと判断するに至りました。緊急事態宣言は、全国に発令された昨年以来となり、宮城県は8月19日には、まん延防止等重点措置として飲食店に対し営業時間短縮の協力要請を、また8月26日には緊急事態措置として休業要請及び時短要請を行うこととしたものです。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策について2点、本町における新型コロナウイルス感染症の発生状況とワクチン接種の実施状況について及び営業時間短縮の協力要請などの対応について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど新型コロナウイルス感染症対策室長及び産業振興課長から御説明申し上げます。

最後に、6点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

大崎地域広域行政事務組合が管理している大崎ふるさとづくり基金の一部を取り崩し、新たに仮称大崎広域新斎場整備基金を創設するため、本町の大崎ふるさとづくり基金に対する出資金の権利の一部を放棄するものであります。本日はその内容について御説明申し上げるものであります。

詳細については、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

それでは早速、説明及び意見を求める事項1)教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてに入ります。

それでは、教育委員会からの報告書になりますので、教育長から挨拶も含め、教育総務課職員の紹介をお願いいたします。教育委員会教育長。

○教育長（大友義孝君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は議長のお取り計らいによりまして、全員協議会を開催していただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、議会全員協議会の中で御説明申し上げますのは、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてでございます。

本日、教育委員会事務局から出席させていただいておりますのは、佐藤教育次長兼教育総務課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されてございます。

美里町教育委員会において、令和2年度事業を対象に点検・評価を行い、美里町教育委員会評価委員会の意見を踏まえて、令和3年8月10日に報告書をまとめたところでございます。

そして、令和3年8月23日に美里町議会議長へ提出させていただきました。

本日は、その内容について御説明申し上げますのでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明申し上げますので、議員皆様の御理解を賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、説明をお願いします。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料は、A4で2枚の資料と、あと評価の報告書と資料ということで、これを基に説明をさせていただきますたいと思います。

まず、2枚ものの資料でございます。

概要につきましては、先ほど教育長が申しましたとおりでございます。

経過につきましては、まず令和3年6月28日にまず事務局で報告書の原案をつくりまして、その概要とスケジュールについて説明を行いまして、その後、教育委員会から教育委員の、あと教育長の意見を頂きながら修正をして、その修正をしたものを7月16日に第1回目の評価委員会で協議していただきました。

その後、各種報告書チェックシートの修正案を事務局のほうでまとめていきまして、そして、8月の2日でございます。評価委員会、第2回目を開催していただきまして、それぞれの委員から頂いた意見を評価委員の意見としてまとめていただきまして、8月6日に報告をいただいているというところでございます。

それで、その後、8月10日の教育委員会臨時会におきまして、その内容を確認いたしまして協議し、報告書をまとめた。（「次長、座って説明して結構です」の声あり）

じゃあ、座って説明をさせていただきたいと思います。

臨時会におきまして、報告書をまとめております。

その後、先ほど教育長からもお話いたしました、議会議長にそれを報告・提出させていただいたというところでございます。

あと、その下にこの報告書につきまして、美里町議会9月会議において行政報告するとともにホームページ等で公表しておりますとありますが、公表する予定というところでございますので、大変恐縮ですが、訂正をいただければというふうに思います。

続きまして、報告書の概要につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、報告書につきましては、昨年と同様の構成で作成しているというところでございます。この点検・評価につきましては、前の総合計画、総合戦略に基づいてその点検・評価というようなどころで行っておりまして、今年度以降の点検・評価につきましては、新しい総合計画・総合戦略の基、あと教育委員会で決めました第2期教育振興基本計画、これに基づきまして点

検・評価していくというようなことになります。

それで、内容につきましては、まずは教育委員会の職務、あとは組織ですね。その後に教育委員会の関連経費、あとは教育委員会の会議運営状況をまず最初に記載しているところでございます。

それで、今回の点検・評価ですね。大きく3つ昨年同様ございまして、1つ目は教育委員会の会議の運営について点検・評価しております。2つ目が教育委員会が管理及び執行する事務と。これは地教行法第21条で定められているものでございまして、これについて点検・評価をしたと。3つ目が総合計画を推進するための取組ということで、総合計画の視点から点検・評価したというところでございます。

その次、17ページでございますが、ここに点検・評価の方法ということで書いてございまして、流れとしては先ほど申し上げましたとおりでございます。

あと、学識経験を有する者の知見の活用ということで、評価委員会は、ここに記載している3名の学識経験者の意見を聞いて進めたというようなところでございます。

続きまして、18ページでございますが、まずは前年度の課題の改善状況ということで、それについて点検・評価してございます。

それで、改善されているもの、改善されていないものがございます。改善されていないものにつきましては、引き続き解決に向けて検討を行っていくというふうに考えているところでございます。

続きまして、21ページでございます。

これは、教育委員会の1点目の会議運営につきまして点検・評価したものでございます。

その内容が、ずっと記載させていただいております、記載のとおりというところでございます。

続きまして25ページ、教育委員会が管理及び執行する事務ということで、このところに法律を載せておりますが、この内容について教育委員会で管轄しているものにつきまして点検・評価をしたというところでございます。

26ページからその点検・評価をしたものを記載をさせていただいているというところでございます。

その次に、総合計画の部分になりますが、43ページでございます。

総合計画を推進するための取組というところで、総合計画でどのように位置づけられているかという表をまず載せております、ずっと総合計画の内容を記載させていただいております。

て、51ページまで記載がございまして、その政策の内容につきまして、その後、記述をさせていただきまして、それぞれ指標を持ってございますので、その指標に対してどのような状態であったかというようなところを点検・評価しているというようなところでございます。

続きまして、60ページでございます。

評価委員会からの意見ということで、先ほど申し上げました3名の委員から御意見を頂いたものを60ページから記載しておりまして、62ページまで記載をさせていただいているというようなところで、このような形で御意見を頂いたというところでございます。

これらを最終的に63ページでございますが、まとめということで課題と改善策です。これを記述させていただいているというところでございます。これらの課題につきましては、やはり教育委員会の中でしっかりと協議いただきながら一つずつしっかり確認させていただいて、改善になるように進めてまいりたいというようなところでございます。

最後でございますが、67ページ、来年度の点検・評価に向けてというところでございますが、教育委員会では、この点検・評価をしっかりと行うこと、あと課題につきまして残っているものにつきまして、しっかりと改善していくことと、そういうところをやっていく必要があるということと考えてございまして、今後も来年度以降につきましても適切に点検・評価を行い、業務の改善に努めてまいりたいというところで考えているところでございます。

あとは、資料ということで、関係法令チェックシートでございますが、これは法令に基づいて仕事をするというところでございますので、その法令に基づいて仕事がそのとおりに行われているかというところをチェックしたものとなっております。詳細につきましては、恐縮ですが、御覧いただきたいというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上ということになります。よろしくお願いたします。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等をお出しいただくところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定されて以来、毎年議会のほうに報告を受けているところでございます。これはあくまでも教育委員会の自己点検・評価でございますので、その点を御認識の上、何かございましたらお出しいただきたいと思っております。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。

何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、報告書のほうなんですけれども、17ページの評価の方法の中での評価委員会委員に関してなんですけれども、任期が令和3年4月から令和5年3月31日というところで、そ

の前の例えば教育委員会の会議運営状況という中にはその評価委員に関しての委嘱というところがちょっと見つけられなかったんですけども、その点と、7ページに関して審議の2の2ですか、そのところでは評価委員の変更についてというのがあるんですけども、そういったところを少し説明していただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） それでは説明をさせていただきたいと思います。

まず、委員の委嘱でございますが、これは第1回目の評価委員会の際に委嘱をさせていただいております。その委員の選定につきましては、その前の教育委員会の定例会で教育委員会で決定していただいて、選任をいたしまして、第1回目の会議の際に委嘱をさせていただいているというところでございます。

あと、7ページ目の評価委員の変更につきましては、ちょっと体調不良で前回やっていただいた方なのですが、体調不良でちょっと継続することができないというところで、途中で委員の変更をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） この項目に関しては、記載というところ、ほかの例えば何ですかね。いろんな指導員や委員の選任についてとか、項目されているんですね。なので、委嘱というところでこれを例えば記録を見れば分かるかなと思ったんですけども、そちらのほうはこの報告に関しては入れていないという形なのでしょうか。第1回目のところに、その中の次第にはあるのかもしれないけれども、この項目としてというところをお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 評価委員につきましては、今年度の教育委員会で協議していただいて選任をいただいているということで、令和2年度の部分にはこのこと入っておりませんで、その内容につきましては、来年度の点検・評価の中でこの内容をお出しするという形になるというふうに考えております。

○6番（手島牧世君） 任期は年度初めというところはそのままといいことでよろしいでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 任期につきましては、記載のとおりというところになってございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

次に、19ページなんですけれども、何回かこれも出てくると思うんですけれども、学校施設の修繕について行き届いていない部分というところなんです、令和2年度は、教育委員会で宮城県住宅センターとともに点検・把握をしました。今後というところがあるんですけれども、こちらのほうの詳細とかそういった結果とか内容というのは、どういった形で見ればいいのか、私たちが知る必要があるのかなのか、お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） この内容につきましては、ちょっとここにそこまで細かい記載はしていないのですが、内容といたしましては、まず、この専門家の視点が必要だということで、建築住宅センターと、あとは教育総務課の担当職員が全ての学校を確認いたしまして、それぞれの現場から必要な視点ですね、そういうことを聞きながらそれをまずまとめて、それにしっかりと優先順位をつけながら進めてまいりたいというところで、現在もその内容につきましては、教育総務課内で確認というか、調整をしているということでございまして、やはり優先順位の高いものから修繕していくという必要がございますので、専門家の視点を受けて、予算に反映をさせていくと。

あと、施設の状況につきましては、毎年やっぱり変わるものですので、やはり今後も定期的に専門家と一緒に回りまして、短期的な視点、あとは中長期的な視点からの修繕をしっかりと教育総務課のほうで進めてまいりたいというところで、その体制につきましては、十分構築されているわけではないのですが、今回、令和2年度でそういうことをまず始めまして、今後それをしっかりと積み上げてサイクルに乗せられるように、修繕をしっかりと行えるように進めてまいりたいというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それの件に関して31ページになります。

校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事、実施状況等があるんですけれども、こちらのほう例えば台帳管理とか備品やそういった管理、また通常の定期的なメンテナンスとかチェックとか、そういったものは何らかの形で行われて、それがいいのかどうか、お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） それぞれをエクセルで管理をしているところでご

ざいますが、それがまだしっかりと整理されているものではないのですが、それを今後しっかりとまとめて進めてまいりたいと。しっかりと点検した上で、まとめていきたいというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 最後になります。

20ページ、学校課題の一つにということで、通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供への支援云々というところが、これも何回か出てくるんですけども、継続で改善していくことになるのかと思いました。

その件に関して、資料のほうの22ページですね。履修困難な教科の学習指導というところでのチェック項目が丸なんです、ここが。その他のところでは、学校給食の云々というところは三角だったりとかはあるんですけども、この辺の評価のところをお話いただければと思います。

20ページの5)ですね。前年度改善されていないということで、これも引き続き改善を望んでいるところになっているかと思えます。

すみません、こっちが研修でした。すみません。

○議長（大橋昭太郎君） 教育長。

○教育長（大友義孝君） ただいま御指摘いただいた20ページの5)の部分について、これは特別な配慮を要する子供ということで、その支援の部分でございます。

やっぱりこれは、教職員全員が一丸となって取り組むべき課題ということで、教員、そして携わる町の会計年度任用職員もそうですけれども、一堂に会して研修ということを数回計画をしておりましたけれども、これが新型コロナウイルスの関係でなかなか実施できなかった。ただ、個別には実施させていただいておりましたので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）一般質問に反映されるような内容がたくさん含まれておりますので、あとは一般質問で行っていただければと思います。

続きまして、2) 財務処理に関する不適切事務についてに入ります。

それでは、暫時休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

2）財務処理に関する不適切事務についてに入ります。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 改めまして、おはようございます。総務課長の佐藤でございます。

2つ目の財務処理に関する不適切事務でございますが、こちらのほうの説明者を紹介させていただきます。

教育総務課課長の佐藤でございます。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 子ども家庭課課長の櫻井でございます。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） まず、私のほうから全体を説明をいたします。

座って説明をさせていただきます。お願いします。

お手元にお配りしております資料のほうを御覧願います。

まず、この一番上の部分でございますが、最初に今回の不適切事務の概要なんでございますけれども、令和2年度の物品購入におきまして、次のような美里町財務規則に違反する事務処理が確認されたものでございます。

確認されたものにつきましては、大きく3つの形態でございまして、こちら①、②、③でございますが、①としまして、入札を回避するため、物品の発注を契約額1件80万円未満に分割し、随意契約により発注した。こういったものが1件ございました。

それから、②番といたしまして、課内指名委員会による入札事務を回避するため、物品の発注を契約額1件10万円未満に分割し発注した。これが27件ございました。

③番目としまして、こちらは発注を1件5万円未満に分割するなど正当な理由がなく2者以上からの見積りを徴さずに発注したもの。これが26件でございます。

こちらの詳細につきましては、後ろにつけてございますA3版の資料になりますが、こちらにつきまして、後で御説明のほうをさせていただきます。

次に、2番の経過でございます。

今回のこの経過につきましては、まず、令和3年3月25日企画財政課におきまして、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実績報告書を作成する際に不適切な事務と思われる支出行為を確認いたしまして、副町長のほうに報告が上がったということでございます。

それで、4月上旬でございますが、この事案の実態調査及び事務事業事故等発生報告書の作成について指示をされまして、また同時に同様の案件、財務処理が行われていないか調査に着手を始めたところでございます。

それと、当初案件の実態調査等につきましては、このとき、教育総務課のほうで引き続き進めることとしまして、同様案件の事例がないかどうかにつきましては、総務課のほうを中心に進めてきたところでございます。

7月16日でございます。課長等会議の場でございますが、各課に対しまして財務規則に反するような不適切処理がないかどうかについて、具体的に報告を出させるように指示をいたしました。

それで、7月20日なんでございますが、当面そういった事案がありましたということを監査委員さんのほうに令和2年度決算における不適切な事務処理として、当初案件について報告をさせていただいております。

このときにつきましては、教育総務課のほうから当初の案件につきまして、概要をお話してございます。また同時に、私のほうから同様の事例がないかどうか、現在調査中である旨を監査委員さんのほうにお話をさせていただきました。

その後、8月になりまして、各課からの報告が上がってまいりまして、結果といたしましては、3つの課において不適切な部分があったということで、それらにつきましての詳細が本日の資料のA3版でお示ししている内容となっております。

それで、8月の23日にまた監査委員さんのほうに当初の案件のその後の調査の結果の報告と、それから似たような案件なかったかといった報告がまとまりましたので、それらを合わせまして監査委員さんのほうに御報告をさせていただいたところでございます。

そして、本日の全員協議会でということでございます。

以上が今回のおおよその経過というふうになってございます。

それで、次からのA3版の資料なんでございますが、1枚目、下のほうに1分の1ページと書いてございます。

これは、今回の調査の発端となりました教育総務課の案件でございます。施設用備品購入費、支払内容がサーモマネージャーEXとなっております。

右から3つ目の理由の欄には、①と書いてございますが、総額としましては、入札が必要となる80万円を超えてございます。右下のところでは248万8,200円と書いてございます。これを分割をして発注したということございまして、こちらにつきましては、後ほど教育総務課のほう

うから御説明をさせていただきます。

2枚目でございます。

2枚目は、これは健康福祉課の案件でございますが、印刷製本費でございます。支払内容は各種検診申込み用封筒、上の2つですね。伝票の日付違いますが、合わせますと5万円を超えておりまして、本来2者以上の見積りが必要でありましたという案件でございます。

下の健診通知用封筒も同様でございます。

3枚目につきましては、子ども家庭課の案件。

それから、4枚目以降は教育総務課の部分でございます。主にコロナ関係のですね。物品消耗品が大方でございます。

表の見方としましては、今ちょっと健康福祉課の事例でお話しましたように、理由という欄に②とか③とか書いてございますので、②につきましては10万円以上、③につきましては5万円以上の本来その手続が必要でありましたというところの整理となっております。

これから、それぞれの担当課のほうから御説明をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

まず初めに、教育総務課のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

ただいま総務課から全体的な説明がございました。教育総務課に関わる部分につきましては、A3の1ページ、あとは3ページ以降のものになってございます。主に新型コロナウイルス感染症対策の消耗品、備品というところでございます。

教育総務課における不適切な事務処理につきましては、令和3年7月20日に美里町監査委員にその概要を説明させていただき、その後の調査結果につきましても、令和3年8月23日に監査委員に再度説明させていただいているところであります。

また、令和2年度のことであるにもかかわらず報告が遅れた理由は、本件の担当者が令和3年3月下旬から4月初旬にかけて精神的な不安及び体調不良を訴え病院を受診しており、ストレスからくる適応障害と診断されたことにより、本件についてその内容の詳細を聞き取れる状況ではなかったため、様子を見て聞き取りを行うこととし、本人の状況が改善された令和3年7月に聞き取りを行ったためであります。

それでは、内容を説明させていただきます。

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校で必要とする新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品を購入するための予算を令和2年度美里町議会7月会議、9月会議で可決いただき執行いたしました。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校におきましては約1,030万円、中学校におきましては約410万円の予算をそれぞれの学校の規模に応じて配分し、消毒液などの消耗品、学校の衛生環境を整えるために必要な清掃用品などを購入し、学校における新型コロナウイルス感染症対策を充実されるというものであります。

教育総務課では、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品の購入に当たっては、購入数が少なく少額のものについては各学校で購入し、その他各学校で共通して必要なものにつきましては、教育総務課で購入することといたしました。その後、学校から飛沫等の飛散を抑制する効果がある加湿器、空間を清潔に保つための空気清浄機、児童・生徒の健康観察及び行事の際に有効である体温を測定するためのサーマルカメラなどの備品を購入したいという要望があり、その購入につきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を担当している企画財政課と協議いたしました。その結果、加湿器及び空気清浄機につきましては、消耗品費から備品購入費に予算を流用し購入することになりましたが、サーマルカメラの購入につきましては調整が整わず、最終的には年度末に調整が整い購入手続を行いました。

これら消耗品及び備品の購入につきましては、公費でその費用を賄うため、適切に処理する必要があります。しかし、教育総務課で行った購入方法は、担当者が各学校からの購入依頼があった都度対応しており、整理を十分行えないまま契約をせず購入しておりました。

教育総務課における不適切な事務処理が判明したのは、令和3年3月25日に企画財政課で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績報告を作成していた際、サーマルカメラが令和3年3月24日から令和3年3月25日にかけて1台1台購入されていることを確認したことによるものです。

サーマルカメラの購入の経緯につきましては、令和3年3月23日に教育総務課長が翌日出張で1日不在になることを担当者に話したところ、担当者から備品の購入について備品登録等の処理期限が迫っており、早急に処理しなければならないものがあると話があり、教育総務課長はその内容を確認しないまま、早急に処理する必要があるれば印鑑の使用を認めること、決裁処理は課長補佐に代理決裁してもらうよう担当者に話しました。

このことを受けて担当者が行った処理内容は、サーマルカメラ29台の購入に当たり、1台ごとに購入伺いを作成し処理したものであり、その決裁は課長及び課長補佐が行うものでありま

すが、課長決裁は先ほど申し上げましたとおり、課長が印鑑の使用を認めていたため担当者が処理し、課長補佐の決裁については担当が課長補佐に決裁を求め課長補佐が決裁したものと、担当者が課長補佐の印鑑を許可なく使用し処理したものであります。課長補佐は決裁の際、担当から課長の許可を得ているとの話があったため、内容をよく確認しないまま決裁したとのことでした。

また、担当者は購入に当たり購入する業者に発注書を提出する際、決裁等を得ることなく教育委員会の公印を使用いたしました。

このように新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品及び備品の購入につきましては、課としてその状況を把握していなかったこと、担当者の業務量が多くその処理が十分に行えなかったこと、決裁者が決裁する際、通常の決裁に加え新型コロナウイルス対策の決裁が加わったこともあり、その処理量が多く決裁者がそれぞれの起案文書及び伝票等の詳細を十分に確認することをしないままに決裁処理を行ってしまったことなどが原因となり、不適切な事務処理を行ってしまったものであります。

教育総務課においては、これまでも不適切な事務処理を行ったことがあり、その都度再発防止策を掲げ、二度と発生しないよう取り組むと公言していたにもかかわらず、教育総務課として必要な事務の管理及び執行が行えず、このような事態に至ったことにつきましては、弁解のしようもございません。これも町長から補助執行を受け、管理監督した教育総務課長である私に責任があり、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このような事態に至ったことを真摯に受け止め、現在は教育総務課内でお互いの業務内容を共有し複数での業務執行とその業務管理を行うべく、打合せや話し合いを行い、連携しながら業務を行うよう取り組んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない状況でございますが、このような厳しい中であっても教育総務課職員が力を合わせ二度と不適切な事務処理を行うことがないよう業務執行に励んでまいります。

この件に関しましては、教育委員会に令和3年7月26日の教育委員会定例会で説明し、令和3年8月10日の教育委員会臨時会においてその対応について協議しているところであります。今後、教育委員会では引き続き調査を行い協議する予定であります。

以上、教育総務課からの報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 次長、6分の3ページ以降の内容というのは、どういうことか。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） すみません。4ページ以降の部分でございます。

失礼いたしました。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 6分の4ページから6分の6ページまでの部分で
ございますが、（「6分の3は違うの」の声あり）6分の3はすみません、大変失礼いたしま
した。6分の3から6分の6ページまでです。4枚ですね。

これらの消耗品、備品につきましても先ほど申し上げましたが、その都度学校の求めに応じ
処理したもの、あとは学校のほうに指示して購入したものというところでもございまして、6分
の3ページが消耗品費になります。

6分の4ページにつきましても消耗品費というところでもございます。

6分の5ページ、6分の6ページが、当初消耗品費のみで考えておったのですが、学校から
の要望等によりまして備品ということで加湿器、あとは空気清浄機、そういうものを購入させ
ていただいたというような内容になってございます。

それで、先ほど総務課長のほうから話がありましたが、理由につきましては、資料の一番最
初の①、②、③の分類に応じまして、その理由をそれぞれ理由欄に①から③までということ
で記載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 続きまして、子ども家庭課分の御報告をさせていただきます。

子ども家庭課の該当箇所につきましては、資料の6分の2ページの関連番号で申し上げます
と1番から8番までの8件となります。全てが放課後児童クラブで新型コロナウイルス感染防
止に係る消耗品等を購入したものになりますが、感染防止に係るマスク、消毒薬の消耗品につ
きましては、令和2年度前半は大変品薄な状態であり、まとまった数量の発注ができない状態
が続いておりました。業者の入荷見込みがある数量を少量ずつ購入して対応している状況で
ございました。

関連番号1番、3番、4番、6番、7番、8番の抗菌性のクッションマット及び消毒液の購
入につきましては、業者の入荷見込みは立っていない中ではございましたが、入荷次第早急に
購入したいという思いから、発注は5月に行いまして、納品は2か月後の7月にあり、結果的
にまとまった数量を購入できたものでございました。

本来であれば入荷見込みが確認できた段階で発注を行い、5万円及び10万円を超える物品の
購入となりますので、発注の段階で財務規則に定める手続を取るべきものでございましたが、

事務手続を取らずに発注を行ってしまい、分割発注の形で行えば契約を行わず購入できるという誤った認識のもとに事務を進めてしまったものでございます。

関連番号2番につきましては、不足した抗菌性のクッションマットを追加で購入したもの、関連番号5番につきましては、施設の備品等を除菌する除菌液を購入したものになりますが、いずれも10万円を超える消耗品の購入になりますので、財務規則に定める随意契約を行って購入を行うものになりますが、前回の購入の際に誤った認識のもとで事務を進めていたために同じ方法で発注を行ってしまったものでございます。

今回の事務処理につきましては、私をはじめ課内でのチェック体制の甘さと職員の誤った認識が招いたものでございますので、深く反省し今後は財務規則に沿った適切な事務を行うよう努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございませんか。

健康福祉課の分はどうなりますか。

○総務課長（佐藤俊幸君） 最初に御説明させていただきましたとおり、印刷製本費になります。

○議長（大橋昭太郎君） ございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 山岸です。

まず、大きく1点だけお尋ねします。

この報告、不適切事務処理ということですが、この不適切事務処理によって国からの令和2年度感染症対応地方創生交付金、これの例えば不適切な処理をしたということでの返還とか、何かそういう状況にはならないのかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 現在のところ、これら含めた交付金の申請の内容にしてございまして、こちらは今のところ、交付金は頂戴できるものと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 交付いただけるものじゃなくて、もらったとしても町での処理に対して、これは報告書を出すわけですよ。ここにある報告書、実績報告書を作成時にこの不適切事務処理が確認されて、副町長に報告したということになっていますよね。交付は受けても、後で国、県に報告書を出したときにこういう実態があるということまで報告するものなのか。それに対して何かペナルティーっていう言い方が適切かどうか分かりませんが、課題が生じないのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。再開は10時40分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今、休憩前に御質問いただいた点につきまして、企画財政課長のほうからお話をいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について御説明申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度の実績報告につきましては、令和3年4月2日付で宮城県知事宛てに報告を申し上げております。その後、県からの特段疑義等はこちらのほうに寄せられておりませんので、すみません、先ほどありました消耗品、備品を含めまして、こちらのほうで報告を申し上げております。報告後、県のほうから特段この件に関しまして疑義等の問合せがございませんで、最終的に令和3年5月6日付でこちらの臨時交付金については、町のほうに収入しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 特別私が心配した質問内容については、そういうことは一切ないということによろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議員おっしゃるとおり、現在のところそのような問題は起きておりません。（「大変よかったですと思います」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。

何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、理由についての①、②、③なんですけれども、例えば入札を回避するためといった内容であると、それは分かって行っていた、意図的に行ったことと捉えていいのかどうか。

理由とかそういったところを少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） これは、入ったばかりの職員が行った処理でございませぬ。したが
いまして、ある程度認識を持った上で行われたものというふうに私は考えてございませぬ。

○議長（大橋昭太郎君） 大分微妙な部分にも触れてくるものですから、手島議員、その辺配慮
して。（「分かりました」の声あり）手島議員。

○6番（手島牧世君） 先ほど子ども家庭課のほうからは、発注段階での分割発注ならばという
誤った認識ということがあったので、その認識に差異があったという考えなのか、それともや
はりというところだったので、先ほど子ども家庭課に対してはそういったお話があったので、
そここのところも併せてというところよろしいでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ケースケースで一概には言えないんですが、とりあえず財務規則につ
きましては、各職員それぞれ認識しているというふうに考えています。

それを運用する段階の判断が、あまりにも処理する側に都合のいいような運用の判断をした
というところでこのような結果になってしまったというふうに考えています。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 2つ目として、業者との関係性とか業者との対話とか、そういった中で
は大丈夫だったのかどうかというところと、例えば子ども家庭課であれば、C社全部と1者
というところなのかなと思いましたが、そういったところでも確認させていただきたいと思
います。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 今回購入させていただいております抗菌性マットです。先ほ
ども御説明の中で申し上げましたが、大変入荷が確認できないくらいずっと品薄な状況という
ところもございまして、何とか入荷見込みが立っていない中だったんですけれども、発注させ
ていただいているという状況で、特にその業者に1者に限ってといったところの発注を希望し
たわけではなくて、買えるところがそこだったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 対応の中で、ミス・トラブル報告書等いろいろといろんな報告書を担当
の職員から上がってくる形になるかとは思いますが、ただストレスの適応障害というところ

で聞き取りがやっというところで、どういった今後対応という形になっていくのか、お伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 今後の対応につきましては、任命権者であります教育委員会、教育総務課の部分につきましては、教育委員会においてその対応について協議を今していただいておりますので、今後も引き続き協議を行いまして、その対応を決定していくと、対応を進めていくというところで考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） 1つ目は、この資料の関連番号というのは何であるか、ちょっと教えてください。これは後で結構です。

それから、概要というところに1つ目、問題なのは、入札を回避するため物品の発注をというこの件ですけれども、緊急事態ですから仕事上こういうことを、この現象だけを見ますとあり得ると思うんです。しかし、手続にはきちっと組織的に手続がされた上で、どうも今までの説明を聞いているとそういうこともないんじゃないかなと思って聞いていましたけれども、基本的にはこういう緊急事態なのでこういうこともあり得るし、私もその立場だったら多分やることもあるんじゃないかというふうに思って聞いていました。

ただし、手続が組織的にやっているのかが1つ、教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） まず、資料の見方の関連番号です。これは、例えば1分の1ページですと、この案件、ちょっと区別して当初の発端となった部分ということでこれは1という形を取っていますけれども、2番目です。

2つ目は、これは健康福祉課で2つの部分がありましたと。1、2でございませう。

それから、次のページが子ども家庭課ですが、8件あったということでこの部分が1、2、3、4、5、6、7、8。それ以降は教育総務課の部分ということで、1番から43番までというふうに付番をさせていただいております。

それから、2つ目の組織的に云々ということですが、これは基本的ルールでございまして、その部分は常日頃から徹底はされていると。ただし、今回、それを逸脱したのが見受けられたといったことだというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 逸脱したって簡単に言いますがけれども、なぜこれを入札という行為を経

て買うことにしているかというのは、それなりの理由があるわけですよ。それを緊急だから分割発注するっていうのは分かりますよ。分かりますけれども、それは組織的に課長が、課長のところに下からずっと現場から課長、それから町長までこれはこういうふうなことあって変えますということを、少なくとも組織的に決定しなくちゃならない大事な問題だと私は思いましたので、そういう手続をしなくてもいいようになっているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 本来、緊急の部分は緊急であるというふうに理由を付して決裁をもらうものとなっています。仕組み上、そのような勝手にできるような仕組みにはなってございません。

今回、これらの案件が起きたことについては、その辺、本来の事由がないにもかかわらずこういった手段を取ったことでチェックが最終的にできなかった、通ってしまったと、結果的にそうなったといったものかなというふうには考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 説明の中で、教育委員会は前もこういう同じようなことがケアレスというのがあったと思うんですけども、それ言っちゃうともう回避できなくなっちゃうんですよ。絶対、次、直しますと言っているんですから、それだったら文書でそれを直す構造を手続を変えていかないといかんわけですよ。

だから、そういうことを含めて、これ回答要りません。作業マニュアルあるいは手順書、こういうものがきちっと整理されていないように感じて聞きました。特に、もしそれが当たり前ってことはないけれども、そんなに珍しいことではないなんて大変恐ろしい組織になっちゃうし、それを防ぐためのやっぱり仕事の進め方、管理の仕方をやっぱりもう少し吟味しないといけないんじゃないかなと思って感じましたけれども、それはいかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいま御指摘いただいたとおりでございます。これまでも3年前にこういった事務を防止するために一応組織的にも協議して、そしていろいろとやってきましたが、今回に関しまして、ここまで財務規則の運用のところだったんですが、運用後についてのマニュアルまでは財務規則そのものがマニュアルでございますので、その運用の判断がまず職員が誤ったということと、それからもう1つはチェックが効かなかったという2つの理由によって発生したと考えてございます。

今後、これから9月の議会終わりましたらば、関係課を集めまして、もう少し時間をかけな

がら全体的に抜け道がないような対策を検討していかなければならないと、そのように考えて
ございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません。私のほうから、今、千葉さん聞いたこととほぼ同じなんで
すけれども、先ほど来説明いただきまして、その中ですごい気になったところがあったんです
ね。

というのは、まず1点が、課長が判この使用を認めた。今、千葉さんも聞きましたけれども、
チェック機能をする際に、課長が部下に判この使用を認めて決裁の判こを自分で押すというの
は、何のための判こなんですか。それちょっとおかしいなと思った部分と、関連しますので一
緒にお聞きしますけれども、それと補佐が部下から課長が認めていますという言葉に対してチ
ェックをしないで通してしまうという、補佐の判こを押す部分があるかどうか、私ちょっと確
認できませんけれども、この2点は非常に大きい部分だと思うんですけれども、その辺につき
まして、どのように感じていますでしょうか。話とちょっと何か合わないんですね。さっき総
務課長のほうからはそういうことができないようになっていきますという話でしたけれども、勝
手に使ったらできるということですよ。その辺のちょっとお話のほど詳しくお聞かせくださ
い。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） まず、私が判この使用を認めたということで、通
常であればないというところなのですが、担当から出張の際に緊急で明日対応しなければなら
ないものがあるというような話をお聞きしまして、本来であればその内容をしっかり確認した
上で対応すべきだったのですが、私のほうでその確認をせずにその案件の大小を確認せずに緊
急であればということでそれを許可したということは、私に重大な責任があるということでご
ざいまして、本来あってはならないことを行ったというところだと思います。

あと、課長補佐につきましても、当然内容をしっかり確認して決裁をすべきであるというと
ころでございますが、実情を申しますと、急いでいて早く判こを押してくれというようなと
ころもありまして、本来であれば内容をしっかりと確認しなければならないのですが、その確認
をせずに決裁をしたというところでございます、これも当然不適切だったというところで認
識しているところでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 大変コロナ禍で緊急の事務いろいろあって大変だったと、私たちも認識しております。これだけの備品を買うというのも大変だったのだらうなというふうには想像しているところでございます。

大変そこは御苦労さまでしたと言いたいところなんですけれども、当然課長さんがいて課長補佐さんがいます。課長さんが出張で緊急の決裁をしなきゃいけない場合、課長さんが不在な場合、誰が代わりに判断するというのは決まっていらないんですか。そこは当然決めておくべきところだと思うんですけれども、じゃなければ事務が滞りますから課長さん出張できないですよ。そこの部分も決まっていらないということによろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 決裁につきましては、権利が課長にございます、決裁権。それでそれを課長補佐のところで課長の部分を代決するというところではなく、課長が決裁するというところになっておりまして、課長補佐に代決権はないので、課長が決裁をします。なので、緊急のときは緊急の決裁があればというところで確認をして出かけると、そういうところがございまして、課長がするというところになっているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 先ほど来いろいろ意見が出ましたけれども、このデータですか、全部見ますと総務課長、教育総務課長からの説明あった金額と健康福祉課、子ども家庭課を含めると1億5,994万8,000円という額に、私は今計算しましたけれども、大変な大きな額なんです。これをこのような形で出ているわけですから、何回も言いますけれども、きちっとやっぱり管理されて課長を中心にやっていただきたいというふうに、私感じました。

この額で間違いないでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 不適切な事務処理につきましては、発端となったサーマルカメラの関係、あとその他消耗品、備品の関係ですね。今回、調査結果として載せさせていただいているものが全てというところでございます。

○総務課長（佐藤俊幸君） 総額につきましては、A3版の資料をもう一度ちょっと御覧いただきたいのですが、1分の1ページ、このページの総額は下の248万8,200円でございます。

それから2ページ目、これの総額は上のほうになりますが、16万4,450円。

それから3つ目は、子ども家庭課の総額が143万350円。

それから残りの教育総務課の残った分の総額につきましては、最後のページの一番下に書い

てございますが、652万5,250円。

ということで、それらを合わせた金額が総額ということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 先ほど教育総務課長の話では、小学校が1,400万円、あと中学校が400万円。その額を足したのですが、その先の数字はここに書かれている部分は総務課で言ったとおりですが、教育総務課長の合わせた額と、私計算したんですが、じゃあ間違いですか。

小学校のほうで1,030万円、中学校で410万円だという報告を受けたものでしたから、かなり大きい額だなと私は一応計算したんですが、間違いなんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員、不適切な処理部分だから、全体の予算は。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） まず、先ほど申し上げた7月と9月に予算を可決いただいております、それ予算額、全体の額でございます。予算額でございます。

それで、3月にも今回、先ほど御説明には入れなかったのですが、3月にも予算を取らせていただいております、その部分につきましては、基本的に繰越し、3月の措置でしたので、ちょっとなかなか消化も困難であるということで、繰越しをさせていただいていると。

なので、予算額ございまして、その中で不適切と思われるものにつきまして、今回、調査の中でお出しさせていただいております、その内容につきましては全て計上させていただいているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 確認をさせていただきたいところが1点あります。

まず、負担行為額と支出命令額というのは同じ額になるものではないのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） ただいまお話のございました点、負担行為額と支出命令額が同じになるものでございます。

それで、ちょっと資料のほうに誤りがございまして、ちょっと今御訂正をお願いしたのですが、6分の6ページ、一番最後の資料になります。一番最後のページのビッグファンの負担行為額を5万9,620円でございますが、支出命令額、こちら単純な誤りでございまして、5万9,620円、これが3つでございます。それから、この一番下の総額の支出命令額の総額は、655万9,906円と。6、5、5、9、9、0、6。同じになるということでございます。すみません、よろしくお願いいたします。申し訳ございません。（「以上です」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

町長。

○町長（相澤清一君） この件については、本当に大変申し訳なく思っております。ただいま説明をいたしましたこの美里町財務規則の規定に違反するこのような事態が本当に起きてしまったことは、お詫びを申し上げたいと思っております。当然、教育委員会また我々管理監督の責任であると思っております。

この期間中、度々ありましたから、このような事態が二度とないようにということで、事あるごとに職員に対して指導してきたつもりでございます。しかしながら、残念ながらまたこのような状況に陥ったと。当然、コロナ禍の忙しい、そういう部分もあると思っておりますけれども、私から見ればやはり知識不足、そして短絡的に常日頃から事務遂行をしている、そのようなことが多くの大きな原因だと思っております。

今後については、当然我々もしっかりとその対策を講じながら、副町長を頭にこの事務処理の適正な執行状況、そのようなことも考えていきたいと思っておりますし、我々もしっかりと責任を取りたいなど、そのような状況に考えておりますので、ぜひ議員の皆様には御理解をいただきたいと思っております。

本当にお詫びを申し上げます。大変失礼しました。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、この件に関しては以上とさせていただきますが、説明員の方の入替えありますので、暫時休憩したいと思います。

暫時休憩しますが、続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）

午前11時04分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

3) 財産の取得についてに入ります。

本日、会議の初めに確認しましたとおり、財産の取得については非公開で行います。資料については、案件が終わり次第、回収させていただきます。

個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようにお願いいたします。ないと思っておりますが、どうしてもという場合には休憩を申し出てください。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、3点目でございます。

財産の取得について。新中学校建設用地の説明員を御紹介させていただきます。

建設課長の花山でございます。

- 建設課長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 建設課補佐の伊藤でございます。
- 建設課課長補佐（伊藤雅典君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） よろしく願いいたします。
- 議長（大橋昭太郎君） それでは、説明をお願いします。建設課長。
- 建設課長（花山智明君） お疲れさまでございます。

それでは、財産の取得について御説明申し上げます。

令和7年4月開校を目指し、さきの6月会議で中学校建設用地購入費の予算をお認めいただき用地の購入を進めてまいりました。

新中学校建設用地の取得につきまして、土地所有者8名の方と土地の売買仮契約を締結いたしました。8名の方より今議長からお話ありましたけれども、住所、氏名等の記載について、議案書の記載について、所在市町村と性別のみの表示をお願いしたいという意思表示ございましたので、議案書のほうには載せてございません。今回の資料には氏名等載せてございますので、資料については回収させていただきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、詳細について伊藤補佐のほうから説明申し上げます。

- 議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。
- 建設課課長補佐（伊藤雅典君） それでは、お渡しした資料をもとに説明をさせていただきます。

契約の概要といたしましては、土地の所在が美里町字新峯山8番地1ほか8筆になります。地目につきましては、全て田、現況も田となります。面積につきましては、9筆の合計が3万8,515平方メートル。取得金額の合計が9,243万6,000円で、取得単価が1平方メートル当たり2,400円となります。

今後の用地関係の業務の予定としましては、農地転用及び開発許可がおおむね10月頃を想定しております。許可後、所有権移転登記を申請いたします。また、現地は稲が作付けされておりますので、稲の刈取り及び所有権移転登記完了後、土地の引き渡しを受け、支払いの手続きを行い、年内中には用地取得の業務を完了させる予定としております。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 以上で説明なんですけど、何かございますか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 6月議会のときに質問させていただいた経緯がございます。500万円以上の契約のときは議会で議案提案するのかどうかという質問したことがあります。

今回の場合は、もう既に9,200万円は議会承認されていますよね。でも、個人の取引の金額って、それをまた議会提案になるのかどうか、それをもう一回確認の意味でお話しいただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） こちらにつきまして、予算のほうは既にお認めをいただいております。それで、改めて議会の議決を要する案件ということで、土地財産の取得につきまして9月会議のほうで御提案をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（山岸三男君） 私が聞いているのは、9,200万円はたしか前回議会で承認されているんですよ。この金額、予算に対しては。

この9月にまた1件1件の取得に対して議案提案されるのかどうかということ。まとめた総額でもう一回提案するのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 予算については、この間お認めいただいたと。今度、9月会議で財産の取得についてということで議決をお願いするようになるということです。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今回取得する土地全部を1件と捉えまして、それで議案としてお願いするというごときでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、この件に関しましては以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

4) 私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等についてに入ります。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、4番目の私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等についてでございます。

こちらにつきましては、上下水道課のほうから御説明をいたします。

紹介いたします。

上下水道課課長の櫻井でございます。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） 課長補佐の佐々木でございます。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡君） 佐々木でございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） それから、村松でございます。

○上下水道課施設係長（村松崇顕君） 村松です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、説明をお願いいたします。上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） それでは、4）私有地を通る柿ノ木平配水場の配水管の撤去等について御説明させていただきます。

初めに、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。

先ほどお手元のほうにお渡ししました正誤表のとおり、宮城県の送水管の口径が誤って口径250ミリメートルとしておりましたが、正しくは口径200ミリメートルの誤りでした。御訂正をお願いします。また、管理用道路の進入口を現在地から、こちらの詳細分かりまして7メートル移設するというので御訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。訂正方、お願いいたします。

それでは、案件の説明をさせていただきます。

初めに、1の概要でございます。

初めに、柿ノ木平配水場の場所から説明してまいります。

事前に配付いたしました図の1の下側の略図を御覧ください。

柿ノ木平配水場は鳴瀬川にかかる感恩橋を大崎市鹿島台方面に渡ります。国道346号をおよそ100メートル下ったところを左に曲がりましてすぐ右手に町の管理用道路がございます。この管理用道路を登り切った山頂に配水場がございます。

次に、A3版の図2を御覧ください。

こちらのほうは、柿ノ木平配水場全体平面図でございます。管理用道路がアルファベットのUの字のように走っておりまして、山頂の柿ノ木平配水池まで通じております。

続きまして、A4版の図3を御覧いただきます。A4版の図3です。

今回、問題となったところが国道346号から左折しまして、乗り入れした部分。図面ですと、赤色で斜線で示した場所です。この部分が私有地であることが分かりました。赤色の斜線の部分の土地の地中には、青色の実線で示しておりますが、この示したとおりに本町の口径350ミリメートルの配水管が埋設されております。

今般、新しい土地所有者から管理用道路と埋設されている配水管を撤去するように要求されております。同じ場所には、こちらですとオレンジ色の実線で示しておりますが、口径200ミリメートルの宮城県の送水管が埋設されておまして、こちらのほうの宮城県の送水管も同様に撤去が求められております。

続きまして、図4を御覧いただきます。現地の写真となります。図4のほうが現地の写真です。

左側の写真の1-1です。1-1の配水管移設計画写真のほうを御覧ください。

上のほうの写真ですと、写真の中央辺りに歩道が見えると思います。この歩道上に青色で示した実線があります。これが美里町の配水管でございます。実線です。

そして、この青色の実線が現在配水管が埋設されている場所でありまして、次に、歩道上に青色の破線があります。この青色の破線が後ほど説明いたします新しく配水管を移設する場所となってきます。

同じ写真の右側から同じ歩道上に赤色で示した実線がございます。これが宮城県の送水管で、南郷枝線と言われているものです。この赤色の実線が現在宮城県の送水管が埋設されている場所でありまして、そして、赤色の破線があります。この赤色の破線が宮城県が新しく送水管を移設する場所となります。

次に、同じ図面の図4の右側のほうの写真を御覧ください。

1-2管理用道路整備計画となっているほうです。町では現在の進入口ですね、この進入口から鹿島台方面、右側のほうへ7メートル離れた場所に新しく管理用道路を整備してまいります。その予定地につきましては、緑色の実線で囲んだ場所があります。その場所に道路を整備してまいります。資料では6メートルとしましたが、先ほどお話したとおり詳細が分かりまして、現在の位置から7メートル離れることとなります。

この管理用道路に美里町の配水管と宮城県の送水管を移設してまいります。

左側の写真の青い破線と赤い破線がある場所に新しい管理道路を造っていくものということでも御理解いただけます。宮城県の送水管を共同埋設してまいりますので、今後、宮城県とは連携して一連の工事を進めてまいります。

続きまして、水道管の埋設状況です。

2 の水道管の埋設状況は、失礼しました、資料の 2 番水道管の埋設状況です。

水道管の埋設状況につきましては、美里町の配水管、そして宮城県の送水管につきましても、昭和53年に布設したものでございます。既に43年が経過しておりまして、管種はお示しのとおりと。私有地に埋設している距離が11メートル、町も県のほうも11メートル埋設している模様です。

続きまして、3 の管理用道路の新設及び配水管移設の概要について説明してまいります。

(1) の完了期日につきましては、道路の整備工事と水道管工事を行ってまいります、その完了期日はいずれも令和4年3月31日までとしております。失礼しました。令和4年3月30日としております。31日としております。失礼しました。

続きまして、(2) の管理用道路の新設について説明します。

改めて図4の右側の写真1-2の管理用道路整備計画を御覧ください。図4、右側の写真です。

上のほうの写真ですと、緑色の実線が先ほども申しましたが、管理用道路の予定地となります。進入口は現在の場所から鹿島台方面へ7メートル移設してまいります。道路の整備延長は60メートル。進入口の幅員は6メートル。道路の幅員、舗装幅は4メートル。あと⑤の傾斜度は最大で17%、入口部分で8.5%です。最大傾斜のイメージとしましては、大崎市の松山にありますコスモス園に通ずる坂道が同程度というようなことでイメージをしていただくと分かりやすいと思います。

続きまして、(3) の配水管の移設について御説明いたします。

改めて図4の左側の写真の1-1配水管移設計画写真を御覧ください。

青色の破線が今度新しく配水管を移設する場所となりまして、一部が若干道路敷のほうにはみ出して埋設する予定となっております。管路の延長が70メートル、管種につきましては、口径につきましてもこれまでどおりでダクタイル鋳鉄管、そして350ミリメートルの管を布設してまいります。

今後、宮城県とは連携して一連の工事を進めてまいります。工事に当たりましては、管理用道路に関しましては、美里町が所有している道路でありますので、美里町が主体となって道路工事のほうを進めてまいります。水道管の工事、管路工事につきましては、宮城県が主体となって進めていただきまして、美里町が宮城県に対して工事を依頼して町が工事の負担金を県に納める形となっております。

作業に当たっては、美里町が道路の路床まで造成した後に、県が水道管工事を行って宮城県の送水管と美里町の配水管を共同埋設してまいります。その後に美里町が路盤工事を行って、舗装工事を行って、完成させていくというような流れでございます。

続きまして、4のこれまでの経過でございます。

令和3年4月22日に土地の売買が行われております。

7月の12日に新しい土地所有者からの求めに応じまして、町職員とあと宮城県の大崎広域水道事務所職員のほうで立会いを行っております。その際に管の試掘を行ってこれというように、7月の15日試掘を行った結果、美里町の配水管の深さが65センチメートル、宮城県の送水管の深さが75センチメートルということが分かりました。その際、土地所有者から撤去等の要求がされております。

7月29日に宮城県大崎広域水道事務所と現状の確認、そして管理道路について打合せを行っております。

8月3日に新しい管理道路の新設のための協議を宮城県北部土木事務所と行って、おおむね了解を得ております。

8月4日に宮城県大崎広域事務所と今後の工事のスケジュール、あと工事の役割分担などを確認しております。

8月20日に大崎広域水道事務所と工事の内容、進め方の確認、今後の課題整理など情報共有をしております。

8月25日に宮城県北部事務所と管理用道路の工事の内容について、最終的に了解を得ております。

続きまして、5の今後の対応です。

令和3年9月に整備、移設に要する事業費を9月議会のほうに補正予算として提出してまいります。

10月初めには工事を発注、着工してまいりたいと考えております。

令和4年3月末日までに工事を完了させてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございませんでしょうか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません。ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけども、1点ずつでよろしいですね。

まず、この管理道路なんですけれども、新しく設置するというのは、まずカーブに近づいているのと、それと高いほうに近づいているということで、傾斜がきつくなりカーブに近くなるといふことで、その辺の安全性に関しては問題ないのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木補佐。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡君） それでは、私のほうから柳田議員の御質問にお答えさせていただきます。座って答えさせていただくことを御了承ください。

まず、カーブの部分でございますが、これですね、8月に県のほうと協議をしてまいりました。失礼しました。8月3日ですね。北部土木と協議をしておりました。その際に、カーブの部分については、おおむね大丈夫だろうということで了解をいただいております。

また、道路の取付けですが、取付けがやはり高いところのほうに上がっているというようなお話を受けておるところでございますが、これにつきましては、取付道路の部分、若干削るような格好になります。入口の部分は、約8%というような勾配で緩やかに上っていきまして、そこから17%に段々高くなっていくと。先ほどうちの課長のほうからちょっとイメージ的にコスモス園というようにお話を受けたんですが、イメージ的には段々と高くなっていくということで、大手スーパー、多分皆さんよく行かれると思いますが、例えばイオンとか、あと例えばこの辺のヨークベニマルの2階のほうに上るような角度でございますが、あれが約15度となっております。あれに段々近くなって少しずつ高くなっていくということで、急に高くなるようなものではなくて、安全性を確保した上で県のほうから了解をいただいているというような次第でございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 細かく説明ありがとうございます。

それで、この安全性に関しましては、周りに木も生えているんですね。結構木が生えて見通しが悪い部分、その辺を含めましてもきちっと安全確保していただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木補佐。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡君） それでは、続きましてまた柳田議員の御質問にお答えをいたしますが、その部分につきましても、8月の県との最初の協議の際、その際に見通しの確保というのが条件となりました。それで、当然土のほうを削るものですから、周りの木、あとはのり面をつくりますので、そちらのほうの木についても伐採をしてフラットにしていくと

というような状況で、見通しの確保という部分を優先して整備してまいります。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ありがとうございます。安全確保をお願いします。

それで最後になりますけれども、この私有地の道路と町の道路との間の部分、その辺をどのような形で処理をするのか、その辺をお聞かせ願いますか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木補佐。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡君） 私有地との境の部分でございますが、土を盛った後、混合芝という植生の処理をしていきたいと思っております。その後は当然、うちのほうの管理のほうで草刈り等の維持管理はしていくというようなことで対応していきたいと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） まず、今回移設工事にするということになったんですけれども、私有地ということで43年経過しているということなんですね。所有者から配水管の撤去を早急に求められているということなんですかけれども、いつ頃から求められているのかということと、それからもう1点は、もう43年も経過しているのに、この部分を工事するんじゃなくて、その所有者に埋設されている部分を買収する話合いなんかはされたのかどうかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） お答えいたします。

所有者から資料にもお示ししているとおり、2ページ目の7月の15日に試掘を行いました。土地の所有者のほうからこのように浅い深度になっているというようなことで、配水管と道路の撤去を求められております。

そして、このように土地所有者のほうから配水管を移設してほしいというような要望がありまして、やっぱり土地所有者の権利が有するというようなことで、業者のほうで7月の30日から業務を開始するという年度末まで新しく道路を造っていくということで、新しい土地所有者のほうに権利が有するものですから、なかなかちょっと難しい部分がありまして、法令関係のほうも勉強してまいりましたが、やっぱり土地所有権には対抗なかなかできないというようなことで、管路の移設を求められたことから新しく道路を造っていくという判断をいたしました。

○9番（山岸三男君） 最初の所有者から変わったということですか。違います。

○議長（大橋昭太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） 4月の22日に新しい土地所有者に変わりまして、その方から配水管の移設を求められております。

○9番（山岸三男君） 新しい所有者との今言った、先ほど私答えられていないんですけども、その土地を町として譲ってくれと、買収するという、そういう話合いはなされなかったということですね。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） そうですね。相手から移設を求められておりましたので、その買収まではできないというような判断で、そのように進めました。

○9番（山岸三男君） 要するに、最初からもう移設をしてくれという所有者からの要請があったということですね。

○上下水道課長（櫻井純一郎君） 土地所有者のほうも、今度、この写真の奥のほうに、前に志田生コンというコンクリート工場がありましたが、新しい業務を行うということで令和4年の7月から業務を開始するということです。それで、自分たちの業務をするためにこの部分を売買するとなると、逆にあの土地が使えなくなるというようなことも本人たちの考えがあると認識しております。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

これより暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

続きまして、5）新型コロナウイルス感染症対策についてに入ります。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、5点目新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

説明員を御紹介させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策室長の菊地でございます。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 対策室の菅山でございます。

- 新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） 菅山です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 産業振興課課長の小林でございます。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐藤俊幸君） 産業振興課課長補佐の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。
- 産業振興課課長補佐（佐々木達也君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。
- 議長（大橋昭太郎君） それでは、説明をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策室長。
- 健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策室からは、本町におけます新型コロナウイルス感染症の発生状況とワクチン接種の実施状況について御報告を申し上げます。

初めに、8月中の町内におけます新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について申し上げます。

5月には3名、6月には1名、7月には2名の発生という状況にありましたが、8月に入りましてからは連日のように患者の発生報告がございまして、資料のほうは提出時点の8月23日発表の美里町90例目までを資料として掲載をさせていただきました。今週末には8月27日に50代男性、8月29日50代女性の発表がありまして、92例となった状況にございます。現在のところ、8月中には25例の発生となっております。

76例目、77例目を除きまして患者の年代は、10歳未満から50代となっております。宮城県内の傾向も同様でございますが、20代から40代が感染の中心となっている状況にございます。

家庭内や職場内で感染が広がる事例が増えているということでございます。

8月26日9時時点で、宮城県が発表しているところによりますと、10名は現在も入院中または療養中の方がいるようでございます。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種状況について申し上げます。

8月27日9時現在での数値で申し上げます。

65歳以上につきましては、1回目を終了した方は7,861人で、接種率が87.88%。2回目を終了した方は7,662人で、接種率が85.66%となっております。

64歳以下につきましては、1回目を終了した方は4,893人で、接種率が39.59%。2回目を終了した方は2,175人で、接種率が17.6%となっております。

7月に請求分として報告がありました医療従事者分は、1回目が280人、2回目が498人で、年齢ごとの振分けができていない状況ですので、接種数のみ報告をさせていただきます。

16歳以上の全体では、1回目を終了した方は1万3,034人で、接種率が61.18%。2回目を終了した方は1万335人で、接種率が48.51%となっております。

次に、ワクチン接種の予約受付の状況について申し上げます。

予約の受付につきましては、65歳以上の高齢者に続きまして基礎疾患を有する方、高齢者施設や保育施設、教育施設等に勤務している方などを優先して受付を行ってまいりましたが、7月7日からは60歳から64歳、7月14日からは50歳から59歳、8月11日からは40歳から49歳、8月25日からは30歳から39歳の一般の方々を対象に順次受付を行ってきてございます。今後は、16歳から29歳の方々につきまして、9月1日から受付を行う予定でございます。

8月27日9時現在の1回目の予約率を年代別で申し上げます。

60歳から64歳は75.83%、50歳から59歳は68.11%、40歳から49歳は60.26%、30歳から39歳は49.98%となっております。失礼しました、45.98%となっております。

12歳以上15歳以下のワクチン接種につきましては、8月20日に接種券を発送いたしました。現在町内中学校に在籍する生徒の保護者を対象に接種希望についてアンケートをお願いしております。その結果に基づき接種体制を調整し、接種及び予約受付の時期などについて案内することとしてございます。

今後の接種計画といたしまして、3点御報告申し上げます。

1点目は、キャンセル待ちの登録を行うことといたしました。体調不良などによりまして急なキャンセルが発生した場合にワクチンの有効利用のため、接種の御協力をいただける方について、予約に合わせて登録を行うこととし、8月11日から受付を始めております。

2点目につきましては、接種対象者の年齢が勤労世代となってまいりましたので、週末の実施について接種医療機関と協議をさせていただき、個別接種の3医療機関で接種数を増やしていただきましたが、集団接種会場でも土曜日に実施する体制を調整いたしました。集団接種では9月18日と10月9日の土曜日に実施することとなり、広報みさと9月号で町民には周知をすることとしております。

ワクチン接種事業は、ワクチンの供給状況に合わせて予約や接種体制を整えてまいりましたので、現在まで接種を中止することなく進めてまいりました。現在のところ、国からのワクチンの供給予定といたしましては、11月末までの接種に使用するワクチン配分量は示されているというところですので、できるだけ10月末までには1回目の接種を受けていただくよう、広報

みさとやホームページなどで周知を図ってまいります。

なお、実施期間につきまして令和4年2月末までとされておりますことから、今後、国、県からの情報に注視しながら事業を進めてまいります。

最後に、8月27日からの緊急事態宣言に伴いまして、国、県の対策要請を受け、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定しましたことについて御報告申し上げます。

1点目は、公共施設の休館等の対応です。

緊急事態宣言の期間となります8月27日より9月12日までの期間、休館の対応を取ることといたします。

2点目は、県の医療体制、ワクチン接種体制の緊急対策の一つとして、ワクチン接種、特に若者や妊婦などの接種を推進するよう示されましたことから、美里町では妊婦とその配偶者、パートナーを対象に優先接種を行うことといたしました。対象者には8月27日に個別に案内を郵送し、本日から予約を受付し、御希望者には生き生きセンター会場の接種を御案内することといたしております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての御報告とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 産業振興課小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴います産業関連の対応について御説明を申し上げます。

資料につきましては、A3の両面刷りになっている資料となっております。これ1枚となっておりますので、説明をさせていただきます。

まず、資料の左上、第1、まん延防止等重点措置に伴う時短要請についてを御覧になっていただきたいと思ひます。

今回の時短の対象期間につきましては、すみません、座って説明させていただきます。

対象期間が8月の20日から、当初は9月12日までとなっておりましたが、8月の26日までの時短要請となっております。対象施設につきましては、食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店となっております。前回の4月5日からのまん延防止については、飲食店のうち接待を伴う飲食店または酒類を提供する飲食店でございましたが、今回の要請については、全ての飲食店ということとなっております。

要請の内容につきましては、午前5時から午後8時までの営業時間の短縮要請となっております。

いまして、お酒類については午前11時から午後7時までと。こちら春の4月の時短要請の際には9時まででしたが、1時間短く要請が出てございます。

その他の協力要請ということで、利用者へのマスク会食あるいはアクリル板の設置等々、飲食店に要請が出てございます。

協力金につきましては、営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた方に協力金を支給するとなっております。

次ページ以降、御案内したいと思います。

なお、8月の17日に政府の決定を受け、宮城県で8月19日に決定をし、20日からの時短要請ということになりましたので、県の要請通知が遅れることも想定されましたことから、前日の8月19日に町内の全飲食店について職員が訪問し、要請内容の周知を行ったところでございます。

次に、左下の第2、緊急事態措置に伴う休業及び時短要請についてを御覧になっていただきたいと思っております。

表の一番左、対象の中段のところに飲食店というのがございます。飲食店、その隣の仙台市以外というところを御覧になっていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、全飲食店の時短要請が出ております。

これが8月27日から、右側の緊急事態措置に移行した場合にどうなったかと言いますと、全飲食店をさらに酒類またはカラオケ設備提供飲食店については休業要請という形に移行をしてございます。また、この休業要請以外の飲食店については、まん延防止と同じように時短要請が引き続き行われているといった内容となっております。

次に、飲食店の下になります。その他の施設、仙台市以外というところを御覧になっていただきたいと思っております。

時短の協力依頼という形のもので出ておりましたが、まん延防止の段階では、これが緊急事態措置に移行しまして、1,000平米を超える施設については、お酒の提供は終日停止あるいは時短の要請という形の内容が出てございます。後ほど詳しくお話をしたいと思います。

また、前回のまん延防止と同様に前日の8月26日までに町内飲食店、全飲食店を職員が訪問をしまして、要請内容の変更など改めて周知を図ったところでございます。

次に、資料の右上の資料を御覧になっていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店）、赤でまん延防止と囲んでいる記事でございまして。

初めに、①番の実施スキームでございますが、宮城県から美里町が補助金を受けまして、美里町が対象となる飲食店さんと申請、協力金の交付を行う内容となっております。

②対象となる要件でございます。先ほど来申し上げましたとおり、午前5時から午後8時までの営業時間の短縮に全面的に協力をいただくこと。もう1つが、新型コロナ対策実施中ポスターの取得及び掲示をすることという2つの内容が対象要件となっております。

③1日当たりの協力金の単価でございますが、一番下8月20日から8月26日の7日間については、2万5,000円から7万5,000円というふうになってございます。参考までに、4月5日からのまん延防止の際には4万円を1日当たり支給をしております。さらに5月6日から5月12日の延長がかかった分については2万円に町独自で2万円を加算し、同じ4万円を交付したという経緯がございます。

④番の支給単価でございます。中小企業については、この表にございますとおり、Aの売上高方式、Bの売上高減少額方式から選択することとなっております。それぞれ前年度、前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5,000円から7万5,000円の間で協力金が支給されることとなっております。前回までは一律の単価でございましたが、今回からは売上げに応じた単価というふうに変更となっております。

ここまですまん延防止の協力金となります。

次に、右下の同じような図があるんですけども、緊急事態という形で囲まれている右下の資料を御覧になっていただきたいと思います。

まず、①の実施スキームについては、同じスキームで動くこととなります。

②番目の対象となる要件につきましては、先ほどは全飲食店となっておりますが、今回は緊急事態の場合は、さらに酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店については休業といった要請となっております。ただし、酒またはカラオケの提供をやめる場合については、時短営業も可能ですよというふうになってございます。A以外の飲食店については、午前5時から午後8時までの営業時間の短縮というふうになってございます。もともと従前8時まで営業時間内で営業しているお店については、協力金の対象外というふうになってございます。こちらも同様に新型コロナ対策実施中のポスターの取得及び掲示が必要となっております。

ここで、前のまん延防止の協力金と若干違ってくるのが、お酒の提供が出ます。まん延防止の際には、例えばなんですけど、ラーメン屋さんでビールをメニューにしています。もともと7時までの営業でしたので、協力金の対象にはまん延防止の際にはなっていないんですけど、お酒の提供をやめて休業することによって、緊急事態の場合は対象となります。そういった違い

が、微妙な違いがちょこちょこ出ていますので、そういったところを注視しながら運用してまいりたいというふうに考えてございます。

③支給額の単価については、先ほど2万5,000円から7万5,000円と御説明したところが、緊急事態の場合については4万円から10万円の間で給付されることとなってございます。なお、実際この単価をこの飲食店の皆様に申請をいただくこととなります。この1日当たりの売上額の比較も4方式ございまして、それぞれを選択をしていただいて、飲食店の皆様に申請をいただくという形になってございます。町としましては、できるだけ簡単に申請ができるようにというふうに考えて、今対策を考えているところでございます。

申請は、まん延防止、緊急事態、別々に行っていただくこととなります。

次に、裏のページの裏面の左上ですね、同じ感染防止協力金の【大規模施設等】、赤で緊急事態の資料を御覧になっていただきたいと思います。

まず、①の実施スキームでございます。

これについては、宮城県が直接協力金を支給することとなってございます。対象となる施設につきましては、ア、建物の床面積が1万平米を超える下記の施設となっております、失礼しました。1,000平米となっております。超える下記の施設となっております。A、劇場・観覧場・映画館等がございまして、Bで大規模小売店・ショッピングセンター・家電量販店・パチンコ店等が対象となっております。また、イとしまして、アの一部を賃借するテナント（飲食店以外の事業を営む事業者）ということで、テナントの事業者についても対象となります。次にウ、飲食店の許可を受けていない小規模カラオケ店も対象となることになってございます。

③の支給金額については、それぞれ大規模が20万円、テナントが2万円、小規模カラオケ店が2万円ということで、美里町としましてもこのア、イ、ウそれぞれ該当する店舗があるというふうに把握をしてございますので、県と調整を取りながら協力金の支給漏れがないように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、左下、第3、第3次経済対策予算の運用変更及び新規追加についてを御覧になっていただきたいと思います。

初めに、感染拡大防止協力金及び中小企業経営安定支援金（運用変更）についてでございます。

1番、感染拡大防止協力金、時短要請等により対象施設には協力金が支給されることから、令和3年8月時短要請・休業要請分として既決予算により速やかに対応するものと記載してご

ございます。4月のまん延防止の際に4月会議、5月会議において、追加の補正予算をお認めいただいたところでございます。こちらの協力金につきましては、7月で受付を終了したところございまして、現在、既決予算の残額が生じておりますことから、この予算を有効に活用させていただいて、速やかに受付の事務に入っていきたいというふうに考えてございます。

次に、2番目でございます。中小企業経営安定支援金、協力金の支給と併せ、2期分として対象要件を変更し、既決予算により速やかに対応するものとしてございます。こちらの安定支援金につきましては、協力金の支給する際に協力金の対象とならない飲食店ほか関連事業者、2次、3次の事業者の皆さんに減少額に応じて1件10万円、飲食関連については加算で20万円という安定支援金を交付してまいりましたが、こちらも7月で受付を終了してございまして、町といたしましては、影響が広く及ぶというふうに考えられますことから、減少の判定基準を売上減少月の比較期間を変更と書いてございますが、変更前については1月から6月までの売上げの比較をして減少があったところに支給してまいりました。変更後としまして、7月から12月までの売上げの減少した事業者に対して支給してまいりたいというふうに考えてございます。

右側に移っていただきまして、申請状況についてでございます。

7月末での受付を終了してございます。1番の感染拡大防止協力金につきましては、56件の申請となっております。予算金額につきましては、1億2,136万円となっております。括弧書きで書いてございますが、執行見込で8,288万円、予算残の見込みで3,848万円となっております。

今後、8月のまん延防止・緊急事態で必要となってくる協力金を8,631万8,000円を見込んでございます。今後、不足する4,700万円ほどの協力金分については、今後9月会議の追加提案に向けて現在準備を進めておるところでございます。

続きまして、中小企業経営安定支援金についてでございます。

こちらにつきましては、252件の申請をいただいております。予算現額は5,440万円となっております。括弧書きになりますが、執行見込で3,017万8,000円、予算残の見込みで2,422万2,000円となっております。2期分の想定事業費を3,120万円と見込んでございまして、不足する697万8,000円について、今後9月会議の追加提案に向け準備を進めてまいる考えでございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、いずれも事務費を除く金額で記載をしてございますので、御留意のほどお願ひしたいと思ひます。

次に、下の指定管理者施設運営持続化支援金（新規追加）についてでございます。

先ほど御説明がありましたとおり、公共施設の休館に伴いまして、交流の森・交流館についても休館の対応を取ってございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、公の施設の管理運営に支障をきたしておることから、事業継続及び施設運営の安定化を図るため、指定管理者に対し支援金を交付するものでございます。

想定事業費としましては、334万9,000円を見込んでございます。参考までに、前々期の収入額については1,357万3,000円、今期同時期の収入見込額については503万3,000円となっております。昨年度も同様の手法で補正予算をお認めいただいておりますが、昨年度の売上減少、売上見込みについては235万6,000円でございますが、今年度、指定管理者も大分努力はしていただいておりますが、それでもやはり影響が大きいということで支援金の交付を検討しております。

次に、右上の第4、第3次経済対策の取組状況について（令和3年7月末現在）を御覧になっていただきたいと思っております。

現在6事業10の取組を実施してございます。

まず、利子補給事業につきましては、これは前年度に実施した利子補給分の負担となっておりますが、現在実施中でございます。

2つ目の農業関係のつなぎ対策事業につきましては、現在までのところ、申請が2件ございます。

次に、経済持続化支援事業の感染拡大協力金につきましては、先ほど説明したとおり、7月末で受付を終了し、申請件数56件となっております。

経営安定支援金につきましても、7月末で受付を終了し、申請件数252件となっております。なお、令和3年8月要請分、そして2期分としてそれぞれ現在9月の13日から協力金については、9月13日から何とか受付を開始できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、安定支援金については、9月の21日、1週間ずらしまして受付を開始したいというふうに考えてございます。なかなか協力金も2本になりますし、対象要件も変わってくるというところもございまして、申請するほうも申請を受けるほうも混乱することが想定されますので、時期をずらしながら速やかに対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、経済活動回復支援事業についてでございます。

商品券発行事業については、お盆前から発行を開始をして現在御利用をいただいております。

ろでございます。

感染予防対策強化補助金、こちらは飲食店の皆さんのアクリル板ですとか空気清浄機の購入に対して補助金を出しているものでございますが、7月末で受付を終了し67件の申請をいただいております。

クリーンフラッグ・プロジェクト、アフターコロナプロモーション事業についても実施中でございます。

中小のつなぎ対策支援金につきましては、現在3件の申請をいただいております。

事業再開に向けた環境づくり支援金につきましては、1件の申請をいただいております。

安定持続化支援金については、今後追加を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

最後になります。右下の参考までに、第1次・第2次経済対策の経過についてまとめてございますので、後ほど御覧になっていただきたいと思います。

大変恐縮でございますが、7番の利子補給事業の資金貸付状況34件が、44件の誤りでございましたので、訂正方お願いしたいと思います。また、融資の金額1億3,057万円が1億4,489万円となっております。訂正方、よろしくお願いしたいと思います。

以上、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴います産業関連の対応についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 以上でよろしいでしょうか、説明のほうは。

それでは、ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから意見、質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

手島議員。

○6番（手島牧世君） すみません。新型コロナウイルスのワクチン接種の件について1件お聞きしたいんですけども、5ページにある3の（2）妊婦及び妊婦の配偶者への優先接種の実施ということで個別郵送されているんですが、この接種日は5日間のみになるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） こちらに掲載してありますのは1回目の日程のみになりまして、優先的に受けるときにはこの日程で御案内をさせていただくということになってございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 2ページの療養中とあるんですけども、8月26日現在で宿泊療養と自

宅療養は何名ずつあるのか、教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 区別につきましては、こちらのほうでは把握できないという状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 自宅療養ですね、今テレビ等で自宅療養について大分騒がれているわけなので、やはりこの辺は国、県、町もそのとおりなんですけど、これをやはり自宅療養という考え方というのを、やっぱり取らずに当然対策を取るような方法で県なりにお願いしたらどうでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） テレビの報道等で自宅療養の問題、いろいろと取りざたされておりますので、その後の状況ですね、県のほうにもしっかりと認識して対応していただくよう要請してまいります。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。前原議員。

○11番（前原吉宏君） すみません。発症日から陽性判明の日にちまでの日数なんですけど、最初の頃あまりかかってないんですね。PCR検査あって、分かるまでの時間が結構かかるようになってきたと思われまして。ですので、その辺のチェックを町のほうからもぜひ何とかプッシュしてもらいたいなど。

○議長（大橋昭太郎君） 菅山主事。

○新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） こちらの発症日と陽性判明日の日にちの日数でございますが、発症日はあくまで本人が何かの自覚症状を訴えた日にちでございますので、検査から陽性判明までの日にちとはこちらのあまり関連がしないところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。ほかにございますか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 接種の予約の件です。予約の状況として、今受付をしてますよね。12歳、15歳、接種計画ももうできてあるということなんですけれども、今予約の状況として、前のような支障をきたしている状況があるのかどうかということと、もう1点は、国、県からのワクチンの接種の11月までの分量の配分量が示されているということなんですけれども、順調に我が町にはそういう配分がきちんと大丈夫なのかどうかということを確認の意味で。

もう1点は、これとちょっと違うけど町長にお尋ねしたいんですけれども、以前に防災行政無線で町民の皆さんに対して、この感染防止に対する啓発的な行政無線で発信させました。今

現在91人超えている状況の中で、今年中にもう1回、2回くらい町長からもそういう防災無線を使って町民に対する予防の啓発の発信をされたらどうかと思うんですけども。

その3点をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 対策室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 1点目の予約の状況につきましては、先ほど申しましたように、年代を区切って予約をしているところなんですけど、現在のところ、ネットでの予約のほうが多いような状況でして、開始日1時間、2時間程度で電話のほうはちょっと静かになる感じでして、あとは順次受付をしているというような状況でございます。

2点目のワクチンの状況でございますが、お話ししましたように11月接種分くらいは定期的にワクチンの納入計画は示されておまして、その11月中まで実施する分については現在のところとしては間に合う程度の量として配分されるという計画にはなっております。

○町長（相澤清一君） 町長自ら緊急事態宣言の中でありますので話をしろというふうなことでございますけれども、当然8月中は先ほども話しましたように、8月中は25例が感染したということでございますので、非常に危機感を持っております。

そうした中で、今後どのような形で推移するか分かりませんが、状況を見てコロナ対策室とも協議をしながら、しっかりとすることはお願いすることはお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、この件に関しましては以上とさせていただきます。

あと2件ですけども、このまま続けさせていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後0時21分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

6) 権利の放棄について（大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金）についてに入ります。

それでは、総務課長をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、6番目の権利の放棄（大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金）についてでございます。

こちらにつきましては、企画財政課のほうから御説明をいたします。

企画財政課課長の佐野でございます。

○企画財政課長（佐野仁君） 佐野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、権利の放棄について（大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金）についてご説明いたします。説明資料については、A4の1枚となります。

まず概要であります。この権利を放棄する目的といたしましては、町が出資し、大崎地域広域行政事務組合が管理している大崎ふるさとづくり基金について、その一部を取り崩して新たに（仮称）大崎広域新斎場整備基金を創設し、新斎場整備事業の財源として、大崎地域広域行政事務組合を構成しております各市町で、大崎ふるさとづくり基金に対する出資金の権利の一部を放棄するものであります。

続いて、大崎ふるさとづくり基金についてですが、中段の表（1）大崎ふるさとづくり基金出資金内訳を御覧願います。

大崎ふるさとづくり基金については、通常分基金と拠点分基金から構成しており、通常分基金については、平成元年、2年度の2か年で、拠点分基金については、平成7年、8年度の2か年で、旧構成市町1市13町からの出資金と、下の表（2）宮城県市町村圏推進事業費補助金とあります宮城県からの補助金を合わせ、それぞれ10億円の基金で、通常分と拠点分を合わせ20億円の基金として運営してまいりました。

この基金から生まれる運用果実については、毎年度、構成市町で行われる各種事業の財源に充当されてきたところです。裏面をご覧ください。

令和3年3月31日現在の大崎ふるさとづくり基金の現在高です。基金分として通常分と拠点分、合わせて20億円、運用果実分として4億4,767万円、合計24億4,767万円となっております。

次に（4）大崎ふるさとづくり基金の取り崩し（案）について御説明いたします。

現在は、通常分と拠点分として構成市町の出資金分それぞれ9億円と県補助金分それぞれ1億円、果実分としてそれぞれ2億2,000万円となっておりますが、令和4年4月1日以降については、通常分の基金を廃止し、市町出資金の9億円の財源を活用し（仮称）大崎広域新斎場整備基金を新設するものです。なお、通常分の県補助金分と果実分については、そのまま拠点分に移管し、一本化するものです。

最後に、今後の予定につきましては、令和3年9月に、それぞれの構成各市町の議会において、基金の権利の放棄と、組合規約変更の議案について御審議いただき、その後、大崎地域広域行政事務組合で、11月1日公布の組合規約の変更と（仮称）大崎広域新斎場整備基金条例を制定することとしております。この施行期日については令和4年4月1日とすることとしております。

以上が、大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金の権利の放棄についての内容となります。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございませんか。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは以上とさせていただきます。

7）その他になりますが、こちらは資料のみの提出となっています。

町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。執行部の皆さん、ご苦労様でした。

続きまして、その他に入ります。

皆さんのほうから何かございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了します。

副議長、お願いします。

○副議長（我妻 薫君） 12時過ぎまでお疲れさまでした。以上で終わります。ご苦労さまでした。

午後0時27分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月30日

美里町議会議長